PwCベトナムニュースブリーフ

2026年6月30日から実施されるASEAN AEO相互承認取決め

2026年7月



ご一読ください

2026年6月30日より、ベトナムと他のASEAN加盟9か国との間におけるASEAN認定事業者（AEO: Authorized Economic Operator）相互承認取決め（AAMRA: ASEAN AEO Mutual Recognition Arrangement）が正式に実施されました。
これにより、ベトナムのAEOによるASEAN各国向け輸出、およびASEAN各国のAEOからベトナムへの輸入については、AAMRAの規定に基づく貿易円滑化措置の適用を受けることができます。

主な変更点

01
ベトナムのAEOによるASEAN各国向け輸出

- ベトナムのAEOがAAMRAに基づく優遇措置を受けるためには、政令08/2015/ND-CP第10条に定めるAEO要件（政令167/2025/ND-CP第1条第5項による改正後）を満たしたうえで、税関局に対して書面による通知を提出する必要があります。

- ベトナムのAEOは、ASEAN各国の顧客に対し、自社のAEO識別コードおよび関連情報（例：名称、住所等）を、税関局（DOC）に提出した情報と一致する形で、積極的に共有すべきです。これは、顧客による税関申告の際に、相手国ASEAN側の顧客システムにおいてベトナムAEOが正確に識別されるようにするためです。

- AEO識別コードは、それぞれのASEAN加盟国の税関当局が、当該国のAEOに対して発行します。

02
ASEANのAEOからベトナムへの輸入

- ベトナムの輸入者は、輸入税関申告書に記載される輸出者がASEAN加盟国のAEOであるかどうかを確認するため、海外の供給者に対して積極的に照会することが望まれます。

- 輸出者がASEAN加盟国のAEOである場合、ベトナムの輸入者は、申告のために供給者へAEO識別コードの提供を依頼すべきです。たとえば、シンガポールのAEO識別コードは、AEOSG25012008001X のような形式になります。

お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.